

【公費解体】

必要書類 チェックリスト

A. 個人及び法人ともに共通して提出が必要な書類
1 ☐ 申請書＜様式1＞
2 ☐ 申請者(所有者)の本人確認書類【原本または写し】（写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要）
3 ☐ リ災証明書又は被災証明書【写し】
4 ☐ 建物の登記事項証明書 ➤ 受付時に市で確認できるため、提出は不要です。ただし、所有者や共有者等を事前に確認されたい場合は、ご自身でご準備ください。
5 ☐ 法人申請する場合の商業・法人登記情報 ➤ 受付時に市で確認できるため、提出は不要です。ただし、登記情報を事前に確認されたい場合は、ご自身でご準備ください。
6 ☐ 建物配置図＜様式2＞
7 ☐ 状況写真＜様式3＞
B 来庁者が申請者の代理人の場合、または申請者が所有者と同一でない場合
1 ☐ 委任状＜様式4＞
2 ☐ 代理人の本人確認書類【原本または写し】（写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要）
C. 対象家屋等が共有物件の場合
1 ☐ 共有者全員の家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有名義人・相続権者)＜様式5＞
2 ☐ 同意者に係る本人確認書類【原本または写し】(写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要)
D. 対象家屋等の所有者が亡くなっていて、相続人が申請する場合
1 ☐ 所有者の戸籍謄本等及び相続人全員分との続柄等関係や氏名が分かる戸籍謄本等【原本】 ➤ 所有者の住所が八代市内の場合は、受付後に市で確認できるため、提出は不要です。
2 ☐ 遺産分割協議書の写し
3 ☐ 相続人全員に係る本人確認書類【原本または写し】(写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要)
E. 対象家屋等の所有者が亡くなっていて、相続人が決まっていない場合
1 ☐ 所有者の戸籍謄本等及び相続人全員分との続柄等関係や氏名が分かる戸籍謄本等【原本】 ➤ 所有者の住所が八代市内の場合は、受付後に市で確認できるため、提出は不要です。
2 ☐ 相続人全員の被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有名義人・相続権者)＜様式5＞
3 ☐ 相続人全員に係る本人確認書類【原本または写し】(写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要)

F. 対象家屋等に抵当権等の権利が設定されている場合
1 ☐ 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(被災家屋等に関して設定した権利) <様式7>
2 ☐ 債務について支払いが終わっている場合 → 抵当権の解除証書でも可
G. 対象家屋等が未登記の場合
1 ☐ 固定資産税課税明細または名寄帳【原本】 ➤ 受付時に市で確認できるため、提出は不要です。ただし、所有者等を事前に確認されたい場合は、ご自身でご準備ください。
H 対象家屋等が借家(アパート、貸家)等で、入居中の方がいる場合
1 ☐ 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(借家等の居住者) <様式6>
I. 隣地への立ち入りが必要な場合
1 ☐ 公費解体・撤去に関する土地使用のご連絡 <様式12>

※1 以下の場合、C、E-2～3、F、H の書類の添付を省略することができます。

(1) 損壊家屋等について、不動産登記法(平成16年法律第123号)第57条の申請に基づき滅失の登記が行われた場合又は同法第28条に基づき職権滅失登記が行われた場合

(2) 申請者から提出された損壊家屋等の建物性に関する申告書(様式第8号)に基づき、建物性がないものと市長が判断した場合

※2 C,E,F,H の場合にて、全員からの同意書を取得することが困難であると認められる場合、公費解体・撤去に関する宣誓書(様式第9号)の提出があれば、C、E-2～3、F、H の書類の添付を省略することができます。